

北海道倶知安農業高等学校いじめ発生時の対応基本手順

対応時の基本姿勢

確かな情報

情報の共有

初動の迅速さ

当事者への配慮

いじめの把握

- ◇担任・学年での気づき（予兆・初期段階）
- ◇生徒・保護者等からの訴え
- ◇教職員・カウンセラー等からの情報提供
- ◇いじめ防止アンケート等の記述
- ◇教育相談週間等の面談にて

- 学年主任・生徒指導部長・管理職等への報告
- ケース会議による現状把握と聞き取りの方法・内容等の検討
- 保護者等への連絡と聞き取り調査

いじめの認知（根拠 いじめ防止対策推進法第2条）に照らした、いじめの認知
「当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

法令上の軽微ないじめ

「心身の苦痛を感じた行為」全て

- 善意で行ったもの ○悪意なく行ったもの
- 衝動的に行ったもの

社会通念上のいじめ

社会通念上「いじめ」と認識されている行為

- 生徒からの訴えのあったもの
- 保護者から訴えがあったもの
- 訴えはないが、被害者が、苦痛を感じる行為を故意に受けたと訴えたもの

対応基本手順

- ① 事実確認
 - ・心身の苦痛を感じた生徒から
 - ・関係した生徒及び周囲の生徒から
- ② 指導
 - ・その場で、状況に応じて必要な調整、指導等
- ③ 報告
 - ・いじめ対策委員会の委員に口頭で報告
 - ・報告を受けた委員が、いじめ認知の判断
- ※「社会通念上のいじめ」の疑いがある場合は「社会通念上のいじめ」として認知する。
- ④ 保護者への報告・説明
 - ・いじめ行為を受けた生徒宅へ状況を報告・説明
 - ・いじめ行為を行った生徒宅へ状況を報告・説明
- ※状況に応じて「いじめ」という文言を使用しない
- ⑤ その後の対応
 - ・情報共有
 - ・経過観察

教育局への第一報

対応基本手順

- ① 情報収集→報告
 - ・できる限り速やかに校長に報告
- ② いじめ対策委員会の開催
 - ・事実の確認の方法を協議
- ③ 事実認識
 - ・複数の教職員で役割分担を行い、その日のうちに、関係生徒から聞き取りによる事実確認を行う。
- ④ 具体的対応方針案の協議
 - ・「社会通念上のいじめ」として認知
 - ・以後の具体的な対応方針の決定
- ⑤ 保護者への報告・説明（第1報）
 - ・いじめ行為を受けた生徒の保護者及びいじめ行為を行った生徒の保護者に報告
 - ・関係保護者に具体的な対応方針等の理解を得る
- ⑥ 後志教育局・道教委への報告
- ⑦ 指導
 - ・いじめ行為を行った生徒、監修や傍観者となった生徒に対する指導をする。
- ⑧ 保護者への報告・説明（第2報）
 - ・対応についての詳細な説明と承認
- ⑨ その後の対応
 - ・情報共有 ・経過観察（3ヶ月ごとに確認）
 - ・「いじめ解消」判断

発展の可能性

重大事態の対応基本手順

- ◇生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた場合。自殺 傷害 金品の被害 精神疾患
- ◇いじめにより相当の期間（年間30日が目安）欠席することを余儀なくされている場合

<対応手順>

- ①組織的な対応による安全確保と不安解消のための支援
- ②重大事態の発生報告書の作成と提出
- ③関係期間との連携（重大事態の内容によって警察等との相談）
- ④調査の実施と報告書の作成・提出
- ⑤保護者等に対する情報提供と説明

